

令和 6 年 度

第 2 回

品川区国民健康保険事業の
運営に関する協議会

議 事 録

品川区健康推進部国保医療年金課

協議会の概要

開催日時	令和7年2月18日 開会：午後2時 閉会：午後3時			
開催場所	議会棟6階 第一委員会室			
出席委員	被保険者代表	医師・薬剤師代表	公 益 代 表	被用者保険代表
	市 村 由 美	大 木 研 一	榎 本 圭 介	寺 田 康 久
	佐々木 武人	加 藤 肇	こんの 孝子	杉 浦 顕 一
	佐々木 豊	菊池 真由美	鈴木 ひろ子	
	田母神 克予	林 永 直	田 尻 成 樹	
	林 芳 史	前 田 武 昭	新 美 ま り	
欠席委員	被保険者代表	医師・薬剤師代表	公 益 代 表	被用者保険代表
	長谷川 岱潤	木 内 茂 之		
区側出席者	森澤区長、新井副区長 遠藤健康推進部次長、池田国保医療年金課長			
書 記	野口保険事業係長			
議題	【審議事項】 1. 品川区国民健康保険条例の一部改正について 【報告事項】 1. 国保財政健全化計画について 2. 令和7年度新規事業「73（ナナサン）歯科健診」 （令和7年度予算プレス発表資料より）			

（議事の状況）

1. 開 会 池田国保医療年金課長

2. 区長挨拶 森澤 恭子 区長

本日はお忙しい中、国民健康保険事業の運営に関する協議会にご参加いただき、また日頃からの品川区政へのご理解、ご協力に感謝を申し上げます。

国民健康保険は、全ての区民が安心して医療を受けられるようにするための制度であり、その運営は、私たち地方自治体の重要な責務。本協議会では、皆様からの貴重なご意見やご提案を伺い、よりよい事業運営に生かしていきたいと考えている。

令和6年12月2日より保険証とマイナンバーカードの一体化が実施されたことは記憶に新しい出来事である。マイナ保険証を利用することで医療情報の共有が進み、より質の高い医療サービスを受けることが可能となる一方で、個人情報への取扱いやシステムの安全性についての懸念や不安のほか、特に高齢者やデジタルに不慣れな方々にとっては戸惑いを感じる場面も多いことと推察している。

品川区としては、この大きな制度改正が円滑に進むよう、区民の皆様に対して丁寧な情報提供を行うほか、共同保険者の東京都と連携しながら、安心して新しい制度を利用いただけるよう努めていく。

本日の協議会では、皆様のお力添えをいただきながら、国民健康保険が多くの人々の安心を支える制度であり続けるよう、様々ご議論いただきたい。

3. 会長挨拶 新美 まり 会長

本日は、この後、区長からの諮問を受け、令和7年度の品川区国民健康保険料に関する条例の改正について皆様にご検討いただく。

活発にご議論いただき、より多くの方の意見を伺いたい、そして集約していきたいと考えている。議事進行にご協力のほど、お願い申し上げます。

4. 議 事 議長：新美会長

（1）議事録署名人の指名

<新美会長>

議事録の署名人を指名したい。

田母神 克予 委員、前田 武昭 委員にお願いする。

（２）諮問「品川区国民健康保険条例の一部改正について」

＜新美会長＞

区長より諮問をお受けしたい。

（森澤区長より新美会長へ諮問文を手渡す）

それでは早速議事に入る。

国保医療年金課長より諮問文の内容の説明をお願いする。

（３）諮問内容の説明

＜池田国保医療年金課長＞

諮問内容について、お手元の「品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料」（以下「資料」という。）に基づき、ご説明させていただく。

（資料１～１６ページ【審議事項】について説明）

（４）諮問内容に関する審議

＜新美会長＞

内容の説明が終わった。これより審議に入る。ウェブで参加の方も発言の際は挙手をしていただきたい。

＜鈴木委員＞

何点か伺いたい。

まず、資料１４ページに、国民健康保険料について年度ごとの推移が書かれている。この中の３つ目の太枠の中に、品川区保険料率等とあるが、先ほど説明があったように、所得割が１．０９％、均等割が６万５，６００円から６万４，１００円となり、１，５００円引き下がるという提案になっている。これまでずっと国保料は上がり続けて、高過ぎる国保料というのが問題になってきたわけだが、新年度は所得割も均等割も共に下がることになっている。これまでの値上げから考えると、下がり幅は一昨年の保険料にまでも行かない僅かなものだが、下がることは本当によかったと思っている。

資料１２ページに、モデルケースの様々な試算が出されているが、これを見ると、全てのケースがマイナスになっているように見える。上がる人はいないのか、確認をさせていただきたい。また、今回なぜ下がることになったのかについても、その理由を伺いたい。それが１点目。

それから、２つ目に、東京都の国保運営協議会が開かれて、資料がホームページにも公開されているとご案内いただいた。２月６日の東京都の運営協議会

の資料で令和５年度の決算が出されている。その資料によると、決算額の中で剰余金が２３５億円出たということが書かれている。先ほどの池田課長の説明だと、１５６億円の剰余金が令和７年度の保険料の引下げに活用されるということだが、その点を伺いたい。

２３５億円全額が保険料に活用にされるといいと思うのだが、なぜ１５６億円なのかについても分かれば教えてもらいたい。

それから資料８ページ、保険料減額のための一般会計からの法定外繰入れを、毎年１％ずつ減らして、令和７年度は１％の減額措置ということになるわけだが、令和８年度には減額措置をなくしていくという説明があった。この１％分というのが特別区全体で２１億円の減額になると説明があったが、区民１人当たりになると、どれくらいの減額になるのか分かれば教えてもらいたい。

また、法定外繰入れをどんどん減らして保険料に転嫁したことが、高過ぎる国保料の一つの原因になっていると思うが、法定外繰入れはなくすのではなく、元に戻していただきたいと要望しておきたい。

それからもう一点、子どもの国保料について、特別区長会で、去年は提言を国に出し、今年も国に対して要望書を出していると思うが、その要望書を見ると、軽減対象の年齢制限の撤廃と、子どもの軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図るということが出されている。子どもの保険料を徴収しているのは、健康保険の制度では国保だけ。収入のない子どもから保険料を取るのはいやめべきだというのは、特別区長会でも、全国知事会や市長会でも認識は一致していると思う。そういうことであれば、まずは２３区で子供の国保料の無料化ができないのか、そういう議論にならないのか。ぜひ特別区長会や課長会でも提案していただきたいと思うが、その点についても伺いたい。

それから資料２ページ、５割減額と２割減額の対象が拡大するとあるが、これは毎年５，０００円とか、１万円という形で拡大されてきている。このことによって、品川区でどれくらい対象が増えるのか分かれば、その点についてもお聞かせいただきたい。

＜新美会長＞

質問が５点ほどあった。要望もあったようだが、要望の部分は要望ということで、質問について答えていただく。それでは池田課長。

＜池田国保医療年金課長＞

まず、資料１２ページのモデルケースで、保険料が上がるケースがあるかという質問について、基本的には今回の保険料については全てのケースがマイナスということになる。去年は一部上がるところがあったが、今年は全てのケースがマイナスであろうと推測をしている。

次に、東京都の令和５年度決算の剰余金について、２３５億円とホームページに載っているということだが、東京都からの説明によると、国への精算金等もあり、そういったものを含めると１９９億円が剰余金になったと聞いている。

実際には、この１９９億円から１５６億円を保険料に充て、残りの部分は財政安定化基金に積立てるということだった。

それから、一般会計からの法定外繰り入れによる保険料の減額措置について、特別区全体で１％分が２１億円ということだが、これによって区民１人当たり１，６５５円ほど安くなっている。単純に、これを品川区の被保険者の数で考えると、加入者約６万人で、１億円ぐらいになると思っている。

次に、子どもの保険料の均等割について、鈴木委員から話があったように、特別区長会を通じて、軽減対象の拡大について国に要望している。

２３区独自でという点については、国民健康保険制度そのものは相互扶助の精神で運営されているもので、国への要望はしていくが、特別区という単位で一律的に減額をするということについてはなかなか難しいと考えている。

それから、５割減額と２割減額の対象拡大について、後ほど資料を確認して回答する。

＜新美会長＞

５点目については、後ほど答えるということで、鈴木委員よろしいか。

＜鈴木委員＞

はい。

＜新美会長＞

それでは、ほかの方でどなたか、質問でも構わない。池田課長、どうぞ。

＜池田国保医療年金課長＞

先ほどの軽減対象の拡大について、５割軽減が１万円、２割軽減が１万５，０００円、判定基準額を引き上げたことによって、どのぐらい変わるのかという点について、まず５割軽減については１５５世帯ほど増加する。

次に、２割軽減については６８世帯が新たに該当する想定となり、両方合わせて２２３世帯が、判定基準額が上がることによって新たに軽減対象になる。

＜新美会長＞

それでは、ほかにご質問、ご意見があればお願いしたい。

＜前田委員＞

品川区は保険料の徴収率がいつもベスト５に入っているということで、大変ありがたいことだと思っている。担当の皆さんを評価しているところだが、最近はいかがか。

＜池田国保医療年金課長＞

保険料の徴収について、まだ年度途中ということではあるが、職員が大変頑

張っており、5位以内には入っている。

<前田委員>

他区に比べてどんなところを努力されているのか。何か努力しなければ、この成績にならないと思うが。

<池田国保医療年金課長>

特に独自のものではないが、保険料の徴収に当たっては、滞納している方の生活状況についてしっかりと話を聞く、それから計画的に納付を促す納付相談をしっかりとやった上で、本当に支払いを拒否するような方については、財産を調査させていただき、申し訳ないがその財産を頂くというようなことを行っている。

<前田委員>

ご苦勞をおかけするが、引き続きよろしくお願ひしたい。

<新美会長>

他にいかがか。それでは、榎本委員。

<榎本委員>

社会福祉協議会の榎本です。

資料1ページの介護納付金賦課額について、令和7年度は賦課割合が59対41となっていて、ここだけ違っている点について、理由の説明があったと思うのだが、よく分からなかったなので、もう一回お願ひしたい。

それから、説明がなかったのだが資料18ページの73（ナナサン）歯科健診の実施と口腔内診査及びフレイル評価のことを解説してもらえればありがたいのだが。

<新美会長>

2番目の質問は、この後、報告事項として説明があると思うので、この場では、1点目の介護納付金分の均等割と所得割の率の割合についての質問に限ってよろしいか。

<榎本委員>

はい。

<池田国保医療年金課長>

資料1ページ目の、介護納付金賦課額の所得割と均等割の賦課割合について、介護納付金分は40歳以上65歳以下。

<新美会長>

64歳以下では。

<池田国保医療年金課長>

失礼しました。介護納付金分は64歳までの方にお支払いいただく形になる。国民健康保険の保険料については、加入している方全ての所得の推計から保険料の賦課割合を算出していくが、介護納付金分については、40歳から64歳までの方の所得の推計で計算している。

介護納付金分も23区の統一保険料を導入しているが、品川区の40歳から64歳の方の所得の推計で所得割と均等割を計算した結果、59対41となった。基礎分と後期高齢者支援金分とは若干違っているとご理解いただきたい。

<榎本委員>

承知した。

<新美会長>

保険料を支払う方の年齢構成が違うということか。基礎分と後期高齢者支援金分は74歳までの全年齢だが、介護納付金分は40歳以上64歳までの一部の人のため、所得割と均等割の賦課割合に多少の差があるという理解でよろしいか。

<池田国保医療年金課長>

はい。

<新美会長>

それ以外、何か質問は。それでは鈴木委員、手短にお願いします。

<鈴木委員>

先ほどの質問で、今回なぜ保険料が下がったのかという理由についても伺ったが、回答がなかった。

また、令和5年度の都の決算で199億円の剰余金があった理由について、保険料を算定するに当たって医療費の伸び率を多く見積もっていたが、実際との乖離があったためかと思うが、もし乖離してしまった理由が分かれば教えていただきたい。

それから、令和6年度の保険料はこれまでにない大幅な値上げだったため、令和6年度決算でも同様に剰余金が大幅に出てくることになるのではないかと思う。決算はまだ先の話だが、令和6年度の剰余金の予想というあたりも、今の段階で分かることがあればお聞かせ願いたい。

＜池田国保医療年金課長＞

都の令和５年度の決算剰余金については、鈴木委員のお見込みのとおり、保険料算定時の医療費と実績に乖離があったことが原因となっている。令和３年、４年については、医療費の伸びをマイナスに見込んでいたところ、実際には６％以上伸びてしまい、財政安定化基金から借り出しをしている。医療費の見積りというのは大変難しいところがあり、令和５年度を算定する際は医療費が６％程度上がると見込んでいたところ、それほど上がらなかったため、剰余金が出たということになる。

令和７年度の保険料を算定するにあたり、同じような計算方法ではよくないのではないかとということで、先ほど資料説明の中でお話ししたとおり、直近の実績まで見た形で、東京都が医療費を推計した。このため、令和６年度よりも医療費推計がかなり下がったことが、保険料の計算に反映されたということになる。

また、令和６年はまだ年度途中のため、医療費がどのくらいかかるか、剰余金としてどの程度予算が余るかについては、来年の今頃にならないとはっきりと分からないため、回答は控えさせていただく。

＜新美会長＞

それでは、そろそろ。やなぎさわ委員。

＜やなぎさわ委員＞

先ほどの鈴木委員の質問にも重なるが、令和５年度の剰余金なり医療費が想定より少なかったということが、令和７年度の保険料の減額に寄与したということだと思うが、そうすると、令和８年度は令和６年度の剰余金や医療費の算定によって影響を受けるということになる。今回は保険料が下がって非常によかったという思いはあるが、一方で２年前の医療費の実績がどうなるかによって、２年後の保険料が影響を受けるということが続くことになる。

物価も上がり、区民の生活が非常に大変な中で、国保の加入者の方が２年前の実績に影響を受けるというのは、タイムリーじゃないと思う。それであれば、２年前の見積りというか、そもそもある程度高めに設定していればいるほど余りが出やすいと思うが、どのような仕組みで決められていて、それに対して何か意見を言うことが可能なのか分かれば教えてもらいたい。

＜池田国保医療年金課長＞

医療費が実際にどのくらいかかるか推計するにあたり、実態に最も近く実績と乖離しない数字を、様々な方法から一番適当なものを東京都が算出しようとしている。２年後、２年前ということではなく、毎年毎年適正な方法で医療費を算出している。その点については誤解のないようお願いしたい。

<新美会長>

もう1点、推計の仕組みについての考え方は。

<池田国保医療年金課長>

推計の考え方については、保険料率を算定する際にも、東京都から特別区もしくは市区町村に対して、こういう形でどうかと意見を求められている。もし算出方法等にご意見があれば、直接、私どもに話をいただければ、東京都に申出させていただく。

<新美会長>

よろしいか。西村委員どうぞ。

<西村委員>

1件だけ。資料11ページの高額療養費制度に派生したところで伺いたい。高額療養費制度については国でも見直しが進んでいる中、品川区でも27億円ほど給付されていると思う。このうちの外国人の方の利用額や、利用された外国人の方の日本に滞在されていた日数を把握しているか、今この場で実数が分からなくても構わないので、把握しているかどうかお伺いしたい。

<池田国保医療年金課長>

外国人の方の医療費や高額療養費がいくらかというところまでは、把握していない。

<西村委員>

国の制度ではあるが、今、様々話題にもなっているので、品川区としても実態は把握しておく必要があるのではないかと思う。どのように把握すればいいかなど難しい点もあると思うが、ぜひ検討いただきたい。

<新美会長>

要望ということでよろしいか。

<西村委員>

はい。

<新美会長>

いろいろな意見も出たので、そろそろ今回の諮問について意見の集約をしていきたい。

諮問内容どおり答申をするということでいかがか。

<鈴木委員>

態度の表明をさせていただく。

これまで、高過ぎる国保料というのは、特別区長会も認めているほどの問題になっているが、それにもかかわらず毎年値上げに次ぐ値上げということで、共産党としては反対の意見を述べてきた。

しかし今回は、僅かだが均等割、所得割共に引下げとなり、また、全員が下がるということなので、態度としては賛成をしたい。

ただし、その引下げ幅というのは一昨年の保険料にも届かないものであり、法定外繰入れは1%まで減らすということで、保険料に転嫁するというものになっている。

法定外繰入れを元に戻して、この高過ぎる国保料を引下げていただきたい。先ほども申し上げたが、子どもの国保料の無料化も、ぜひしていただきたいと要望する。

また、資料11ページにある高額療養費について、この自己負担の限度額引上げはすべきでないということも申し上げておきたい。

<新美会長>

鈴木委員は、今回の諮問については結論的には異議なしということでよろしいか。

<鈴木委員>

はい。

<新美会長>

それでは、他の方も異議なしということでよろしいか。

(「はい」の声あり)

<新美会長>

よろしければ、異議なしということで、区長の諮問に対する答申をまとめていきたい。いただいた意見については、議事録にきちんと記録されるということでご承知おきいただきたい。

それでは、審議の結果を答申するが、答申文を事務局が整える間、しばらくお待ちいただきたい。

事務局で答申書を作成する間に、区から報告事項があるとのこと。池田課長、報告をお願いします。

<池田国保医療年金課長>

(資料17～18ページ【報告事項】について説明)

5. 答 申

<新美会長>

それでは答申申し上げます。

(新美会長から森澤区長へ、答申文を読み上げた後、手渡す)

6. 区長答礼

<森澤区長>

皆様のご尽力により、品川区国民健康保険条例の一部改正について、ただいま答申をいただきました。

国民健康保険は、地域住民の健康を守るための基盤であり、私たちの生活に欠かせない制度。本日の議論も真摯に受け止め、今後の国民健康保険の健全運営に精いっぱい努力していく。

引き続き、皆様と共に協力をしながら、国民健康保険事業がより一層発展するよう努めていくため、ご支援とご協力のほど、よろしくお願いしたい。

本日は誠にありがとうございました。

<新美会長>

これで本日の議事はすべて終了した。

7. 閉 会 新井 康 副区長

本日はご多忙のところお集まりいただき、感謝を申し上げます。多角的な議論の中、いただいたご意見一つ一つを今後の施策や区政運営に生かしていきたい。

言うまでもなく、国民健康保険制度は、区民、国民の健康はもとより、安全・安心を支える重要な基盤だと考えている。区民の健康を守っていくためには、行政だけではなく、ここにお集まりの皆様方との連携、協力が不可欠。今後とも、引き続きのご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

— 了 —